

素点 23.5
偏差値 63.4

第1問 答案用紙<1>
(監査論)

問題1

利害の対立: 利害関係者と経営者との間には情報の非対称性があり、利害関係者は業績の悪い会社に対して投資しないのに対して、経営者は自らの会社の業績を良く見せたいと知り、両者の利害が対立する。そのため、経営者の作成した財務諸表の真正性を独立性を有する監査人が保証する。財務諸表監査が求められる。

重要な影響: 企業が公表する財務諸表は、投資家などの企業に対して投資を行う際の経済的意思決定の際の重要な判断材料となるため、その真正性が確保されているか否かは投資家に重要な影響を与える。そのため、財務諸表の真正性を保証する財務諸表監査が求められる。

複雑性: 財務諸表は複雑な処理過程を経て作成されるため、専門知識のない一般の利害関係者がその真正性を判断することは困難である。よって、専門能力と専門知識を有する職業的専門家である監査人に対する財務諸表監査が求められる。

遠隔性: 財務諸表の真正性を利害関係者が検証するには制度的な距離が存在し、特に上場企業には海外にも多くの利害関係者がいると考えられるため、地理的な距離も存在する。よって、制度として財務諸表の真正性を保証するための財務諸表監査が求められる。

第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 2

問 1

△ 監査の目的を明確に定めることと監査人が実際に果たしている役割と社会の役割が監査人に対して期待する役割のギャップを減らすことと関係する。また、監査の目的を定めることと監査基準の枠組みが一致と定まる。このため、監査の目的が監査基準の冒頭に位置付けられている。

問 2

○ 共通点: 会計方針が企業会計の基準に準拠して継続適用しているが、適用した会計方針が会計事象や取引の実態を適切に反映しているものがある。また、財務諸表の表示について、表示の基準に準拠しているか否かについての判断を行う点で両者は共通している。

△ 相違点: 財務諸表が全体として企業の財政状態・経営成績を適切に表示しているかについての判断は別に行う評価を行うか否かで両者は相違する。

問題 3

問 1

X 監査において不正を示唆する状況を識別した場合に監査人が実施する手続を明確にするとともに、不正を示唆する状況を識別した場合に不正の帰徴を踏まえてより慎重に監査手続を実施することも求められる。不正リスク対応基準と監査基準とは別に設定されている。

問 2

X 監査基準は全ての監査において適用されるのに対して、不正リスク対応基準は上場企業等の監査においてのみ適用されるという関係にある。

素点 31
偏差値 70.3

第2問 答案用紙<1>
(監査論)

問題 1

問 1

アサーション: 半導体製造設備の評価の妥当性

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか: 貸借対照表に計上される半導体製造設備の金額が過大に計上される可能性がある。

アサーション: 減損損失の金額の妥当性

どのような虚偽表示が生じる可能性があるか: 損益計算書に計上される減損損失の金額が過小に計上される可能性がある。

問 2

固有リスク要因: 経営者の偏向

具体的な事象又は状況: 甲社は収益性の悪化を一時的なものであると捉えており、回収可能価額の見積りの基礎となる将来の収益性の見通しについて過度に楽観的である。

固有リスク要因: 不確実性

具体的な事象又は状況: 半導体製品について数年以内に技術革新が行われることが企業に対する市場競争力を大きく変化させるため、将来の収益性の不確実性が高い。

問 3

特別の検討を必要とするリスクの多くは、非定型的な取引も判断に依存したものであるため、内部統制が存在しているとしても、それが有効に機能しないことが多くを考慮する。よって、特別の検討を必要とするリスクの決定に際しては被監査会社の内部統制を考慮しない。

第2問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 2

問 1

△ 甲社の減損損失の測定は会計上の見積りに該当する。そのため、監査法人Xは、甲社の減損損失の測定金額の合理性を確かめるために、監査報告書日までに発生した事象から監査証拠の入手、経営者などのやり取りに会計上の見積りに対するAの検討(監査人の見積額又は許容範囲の設定のうち、)少なくとも1つを含む対応策を実施することを必要とする。また、検討の検討を必要とする必要があることから、必ず実証手続を実施することを必要とする。

問 2

△ 甲監査法人Xは、経営者の虚偽表示を修正しない理由を把握する必要があり、監査役等は、未修正の虚偽表示の内容と監査意見に与える影響を報告しなければならず、この際、監査役等は経営者に重要な虚偽表示の修正を求めると求めているが、未修正の重要な虚偽表示であることを明示して報告する。また、経営者に対して、未修正の虚偽表示の与える影響が全体としての財務諸表に対して重要性が低いと判断しているA否かを経営者確認書に記載することを求めなければならぬ。そして、監査法人Xは虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響の広範性を判断し、広範であると判断した場合に限定修正意見を、広範であると判断した場合に不公正意見を表明する。